○石垣市空き家バンク補助金交付要綱

令和8年3月2日

告示第65号

(趣旨)

第1条　この要綱は、空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による人口増加を図るため、空き家所有者が移住者用に賃貸を行うことを目的として市内の施工業者を利用して家屋の改修等を行う場合に、その経費の一部を補助するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助対象者は、市税の滞納がなく次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　第7条第1項の申請時点において、石垣市空き家バンクに物件を登録している所有者

(2)　空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の賃貸等を行うことができる者

(3)　補助対象空き家に係る賃貸借契約を締結した日から起算して１年を経過していない物件入居者であって、当該補助対象物件に補助金の交付を受けた年度から起算して３年以上継続して居住する意思を有するもの（改修に関し所有者の承諾を得ている場合に限る。）

(令2告示217―2・一部改正)

(補助対象住宅)

第3条　補助の対象となる住宅は、次に該当するものとする。

(1)　第7条第1項の申請時点において、石垣市空き家バンクに物件が登録されていること。

(2)　補助金の交付年度から起算して3年が経過するまでの間、移住者（石垣市に居住していない者又は石垣市に移住して３年経過していない者をいう。以下同じ。）への賃貸のために活用され、他の目的では使用されない物件であること。

(令2告示217―2・一部改正)

(補助対象事業)

第4条　補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとし、補助金の申請年度内に事業が完了した又は完了が見込まれるものとする。

(1)　台所、風呂及びトイレ等の修繕

(2)　内装、屋根及び外壁等の修繕

(3)　家財道具等の運搬及び廃棄

(4)　屋内の清掃

(5)　その他移住者が居住するために必要な住宅の改修等

(令2告示217―2・一部改正)

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとし、補助対象事業に要する費用の50万円を限度とする。

2　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平30告示133―2・一部改正)

(補助回数)

第6条　この事業の補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

(補助申請及び交付決定)

第7条　この事業に係る補助金の申請をしようとする者は、石垣市空き家バンク補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて市長に提出するものとする。

(1)　見積書

(2)　補助対象事業施工前の写真

(3)　同意書兼誓約書（様式第1号の2）

(4)　改修に関する所有者等の承諾書の写し(様式第2号。ただし、補助対象者が第2条第2号に該当する場合に限る。)

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

2　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、石垣市空き家バンク補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助の申請をした者に通知するものとする。

3　市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(令2告示217―2・一部改正)

(申請事項の変更及び承認)

第8条　前条第2項により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に石垣市空き家バンク補助金変更交付申請書(様式第4号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、石垣市空き家バンク補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日以内又は補助申請年度の年度末のいずれか早い日までに石垣市空き家バンク実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し

(2)　補助対象事業施工後の写真

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2　市長は、前項の報告書の提出があったときは内容を精査し、補助の条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、石垣市空き家バンク補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(令2告示217―2・一部改正)

(補助金の請求及び交付)

第10条　補助事業者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに石垣市空き家バンク補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の補助事業者からの請求書の提出があったときは、確定払により補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

(2)　補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

(3)　提出書類に虚偽の記載など不正な行為があったとき。

(4)　補助金の交付を受けた年度から起算して3年以内に交付決定を受けた補助対象物件の取壊し、又は売却及び譲渡したとき。

(5)　第８条第１項に規定する補助事業者が転貸等により補助金交付前の所有者等又は所有者等の3親等以内の親族の利用があると認められるとき。

(6)　第２条第３号に該当する補助対象者が補助金の交付を受けた年度から３年以内に転居又は転出したとき。

(7)　交付決定を受けた年度内に事業を完了しないとき。

(8)　補助交付決定前に改修等を行ったとき。

(9)　過去にこの補助金を受けて空き家を改修等していたとき。

(10)　その他市長が特に適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12条　補助事業者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年告示第133―2号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附　則(令和元年告示第115―2号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附　則(令和2年告示第217―2号)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する

この要綱は、令和　年　月　日から施行する